

災害等の特別な事情があるときの1割または2割負担(利用者負担)の減免

■災害等の特別な理由により在宅サービス・福祉用具の購入・住宅改修の費用の1割または2割を負担することが一時的に困難な要介護・要支援の認定を受けたかたは負担額が引き下げられます。

■対象者となるのは要介護者等や、その世帯の主たる生計維持者が、次のような理由で1割または2割負担が困難と認められる場合です。

- (1) 要介護者等生計維持者が、震災・風水害・火災等で住宅等の財産に著しい損害を受けたとき
- (2) 生計維持者が、①死亡したこと②心身の重大な障害や長期入院で収入が著しく減少したとき
- (3) 生計維持者の収入が、事業の休廃止や著しい損失、失業等で著しく減少したとき
- (4) 生計維持者の収入が、干ばつ・冷害等による農産物の不作や不漁などで著しく減少したとき

高齢介護課で
申請が
必要です

社会福祉法人等による利用者負担の軽減

この軽減制度は、社会福祉法人の社会的役割に鑑み、介護保険サービスや総合事業サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難であるかたに対して軽減を行います。

申請が必要です

高齢介護課へ申請し、「確認証」の交付を受けてください。

<軽減の割合> 居住費(滞在費)・食費・利用者負担(1割負担)の25%(老齢福祉年金受給者は50%)

生活保護受給者の個室(居住費・滞在費のみ)100%

<対象となるサービス> 介護福祉施設サービス、訪問介護*、通所介護*、短期入所生活介護*、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護*、小規模多機能型居宅介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、予防専門型訪問サービス、予防専門型通所サービス

*は介護予防サービスを含む

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などのサービス費用の1割については、軽減されない場合があります。

<対象者の要件> 世帯全員が市民税非課税であって、次の要件をすべて満たすかたのうち、世帯の状況や利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められるかた

(1) 年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

(5) 介護保険料を滞納していないこと

■ 介護保険料

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

介護保険制度は、40歳以上のかたに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。
介護保険料は、みなさんが安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。

介護保険事業の財源

介護サービス利用に係る本人負担は、サービス費用1割または2割です。
サービス費用の9割または8割は、介護保険事業の財源で賄われています。

国の調整額 約5%

国の負担
20%

県の負担
12.5%

市の負担 12.5%

公費

保険料

第1号被保険者
65歳以上の
人の保険料 約 **22%**

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の
人の保険料 約 **28%**

※施設サービス等、一部のサービスについては、
国が15%、県が17.5%の負担割合になります。

第2号被保険者(40歳～64歳のかた)の保険料

加入している医療保険によって、決め方・納め方が違います。

国民健康保険に加入しているかた

世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などによって決まります。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の健康保険に加入しているかた

各健康保険ごとに設定される保険料率と給与(標準報酬月額・標準賞与額)に応じて決まります。

保険料の半分は、事業主が負担し、医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて給与から差し引かれます。

第1号被保険者(65歳以上のかた)の保険料

65歳以上のかたの保険料は、各市町村ごとに算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得等に応じて決まります。平成27～29年度の「基準額」は、65,880円(年額)です。

基準額の算出方法

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{芦屋市で介護給付サービスにかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(約22\%)}}{\text{芦屋市の65歳以上の人数}}$$

65,880円

第1号被保険者(65歳以上のかた)の平成27～29年度の保険料

所得段階	所得等の条件・基準額に対する割合		保険料		
			月額	年額	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者または世帯全員が市民税非課税者で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	0.45	2,470円	29,640円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税者	合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以下の場合	0.7	3,840円	46,080円
第3段階		第1・第2段階以外の場合	0.75	4,110円	49,320円
第4段階	本人が市民税非課税者で、世帯に市民税課税者がいる場合	合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合	0.9	4,940円	59,280円
第5段階		上記以外の場合	1	5,490円	65,880円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の場合	1.1	6,030円	72,360円	
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合	1.25	6,860円	82,320円	
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合	1.5	8,230円	98,760円	
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の場合	1.505	8,260円	99,120円	
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.75	9,600円	115,200円	
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合	1.87	10,260円	123,120円	
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合	1.875	10,290円	123,480円	
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の場合	2	10,980円	131,760円	
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	2.05	11,250円	135,000円	

地域包括ケアシステム

相談窓口

サービスの利用の仕組み

利用できるサービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設サービス

苦情・相談について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

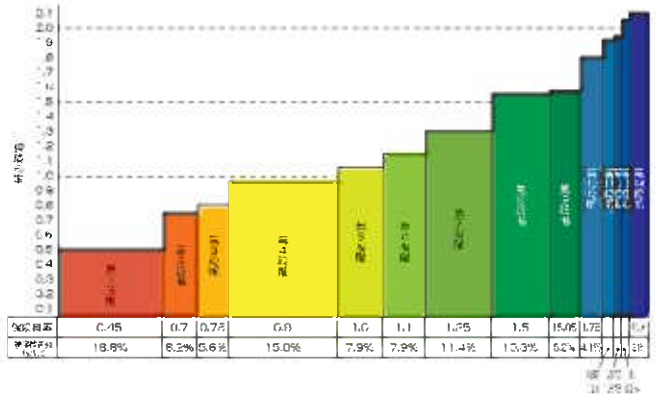
一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

- 課税年金等の収入金額とは、老齢・退職年金等の課税対象となる収入をいい、障害・遺族年金等の非課税となる収入は含まれません。
- 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれたかたで、一定の所得がないかたや、他の年金を受給できないかたに支給される年金です。
- 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。

保険料段階ごとの被保険者数



保険料の納め方

保険料は、65歳の誕生日の前日が属する月から月割りで算出されます。

たとえば、9月1日生まれのかたは→8月分から納めます。
9月2日生まれのかたは→9月分から納めます。

納め方は、年金の有・無または額によって2種類に分かれます。

年金が
年額 18 万円以上のかた

特別
徴収

年金から天引きされます。
(年金からの天引きは任意ではありません)

- ◇対象となる年金は、老齢・退職・障害・遺族年金です。
- ◇転入日や65歳の誕生日等によって、開始月が異なります。
- ◇2月に年全額天引きされるかたは、翌年度の4月・6月に、2月と同額の保険料を仮徴収します。
- ◇年度途中で市外から転入や転出した場合、また年金天引きができない事由が生じた場合は、普通徴収に切り替わります。
- ◇年金天引きができない事由が解除された場合に、翌年度の10月から特別徴収に切り替わります。
- ◇年度途中で保険料が増額になった場合は、増額分については、普通徴収になります。

年金が
年額 18 万円未満のかた

普通
徴収

納付書で納めます。
年間の保険料を7月から翌年2月の毎年（年8回）に分けて納めていただきます。

- ◇年金から天引きできないかたは、普通徴収になります。
- ・年金が支給されていないかた
- ・年金からの天引きの手続きが完了するまでのかた（年度途中で市外から転入されたかたや65歳になられたかた）
- ・年度途中で所得段階の区分が変更になったかた 等

納付書で納める人には、
口座振替が便利です。

口座振替にすれば、始めに行く手間が
省け、始め忘れもなく安心です。

※振替開始月については、手続きができた
場、市役所から通知します。

必要な物

- ◆保険料の納付書
- ◆預（貯）金通帳
- ◆印鑑（通帳の届出印）



これらを持って
指定の金融機関等
でお申し込みください。

介護保険料の減免制度

災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人については、保険料の減免を受けることができる場合があります。

※一時所得（不動産の売却・株式の譲渡等）による所得の増減については、減免の対象外です。該当すると思われるかたは高齢介護課にご相談ください。

保険料段階	減免の対象となるかた		減免の内容
第1段階	老齢福祉年金の受給者		年額 29,640 円が年額 14,820 円に減額になります。
	収入が少なく生活が著しく困窮しているかた	前年度の年間収入金額が、60 万円以下であるかた（世帯員の人数が 2 人以上である場合にあつては、60 万円に世帯員のうち 1 人を除いた世帯員 1 人につき 17 万 5 千円を加算した金額）	年額 29,640 円が年額 14,820 円に減額になります。
		前年度の年間収入金額が、150 万円以下であるかた（世帯員の人数が 2 人以上である場合にあつては、150 万円に世帯員のうち 1 人を除いた世帯員 1 人につき 50 万円を加算した金額）	年額 29,640 円が年額 24,700 円に減額になります。
第2段階			年額 46,080 円が年額 34,580 円に減額になります。
第3段階			年額 49,320 円が年額 35,570 円に減額になります。
第4～第14段階	失業等により、所得が激減したかた	生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以上に大幅に減少するかたのうち、一定の要件に該当するかた	所得の減少の度合いに応じ減額されます。
全段階	災害により、被害を受けたかた	風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けたかたのうち、一定の条件に該当するかた	被害の程度に応じて減額されます。
	芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金受給者		年額 14,820 円に減額になります。

保険料を納めないでいると…

延滞金、督促手数料が加算され、滞納処分（差押え等）を受けることとなります。サービスを受ける場合、期間に応じて次のような措置がとられます。納付が困難なかたは、担当窓口にご相談してください。

1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額（10割）をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付（費用の9割または8割）が支払われる形となります。

1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつつくと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が1割から3割（2割から3割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

地域包括ケアシステム

相談窓口

サービスの仕組み

利用できるサービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設サービス

苦情・相談について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

前年の年間収入金額が150万円以下であるかた

- ◆ 世帯員の人数が2人以上である場合にあつては、世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した金額

1

減免内容	年間収入により減額されます。
申請書類	健康保険証、年金支給通知・預貯金通帳・源泉徴収票等収入がわかる書類
条件	◆預貯金が350万円未満の人（世帯員2人以上である場合1人につき100万円加算） ◆市民税が課税されている人に扶養されていないこと ◆住居以外に土地建物を所有していないこと

失業等により、あなたやご家族の所得が前年に比べて大幅に減少するかた

2

対象者	1) 保険料段階が、第4段階～第5段階の方で次の項目に該当するかた あなたの属する世帯の生計を維持する人が亡くなられた、心身に重大な障害を受けた、長期入院した、失業した、または事業を廃止・休止した人で収入が減り、市民税の課税者でなくなり、保険料段階が下がると見込まれるかた 2) 保険料段階が、第6段階～第14段階の方で次の項目に該当するかた 今年1年間の所得が、前年に比べて半分以下に減るかたで、保険料段階が下がると見込まれるかた
減免内容	該当する月から年度末までを所得の減少の割合に応じて減額します。
申請書類	対象者になり得る事由がわかる書類（離職票等）

災害により住宅、家財に著しい損害を受けたかた

3

対象者	今年度中に震災、風水害、火災などにより、床上浸水、半壊等の被害を受けたかた
減免内容	罹災された月から12月分の保険料について 1) 半壊、床上浸水、半壊の場合 50% 2) 全壊、流出、全焼の場合 全額
申請書類	消防署が発行した罹災証明書

老齢福祉年金(明治44年4月1日以前に生まれた人)を受給されているかた

4

対象者	世帯全員が市民税非課税で、現に老齢福祉年金を受給されているかた
減免内容	年間の保険料を基準額の22.5%に減額します。

無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給されているかた

5

対象者	現に無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給しているかた
減免内容	年間の保険料を基準額の22.5%に減額します。

■ 認知症について

認知症とは、様々な原因で脳の機能が徐々に低下していく状態をいいます。

記憶力、理解力、判断力の低下などの症状が現れます。

(例)

加齢によるもの忘れ	認知症のもの忘れ
経験の一部を忘れる	経験全体を忘れる
目の前の人の名前が思い出せない	目の前の人が誰なのかわからない
物覚えが悪くなったように感じる	数分前の記憶が残らない
曜日や日付を間違えることがある	月や季節を間違えることがある

認知症は、誰にでも起こりうる病気です

兵庫県内では、平成24年時点で、認知症の人が約19万人(高齢者の約15%)、正常と認知症との中間の状態である軽度認知障害(MCI)の人が約17万人(高齢者の約13%)と推計され、高齢者の約4人に1人が認知症がその予備群と考えられます。

認知症に早く気づくことが大切です

- ① 初期のうちから準備することができます。
病状が軽いうちに、ご本人・家族やまわりの人も認知症のことを知り、病気と向き合うことで、今後の生活に備える事が出来ます。認知症になっても、自分らしく暮らし続けることは可能です。
- ② 治療により改善する場合があります。
正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫によるものなど早期発見・早期治療により改善が可能なものがあります。
- ③ 進行を遅らせることが可能な場合もあります。
アルツハイマー型の認知症では、薬で進行を遅らせることが出来ると言われています。

認知症簡易チェックサイト

いくつかの簡単な質問に答えるだけで、認知症の可能性をインターネット上でチェックできるサービスです。ご自身やご家族の症状が気になる方は、芦屋市ホームページ「これって認知症? (認知症簡易チェックサイト)」で今すぐチェックしてみましょう!

芦屋市 Web検索



「認知症かな?」と思ったり、気になるかたは、身近な医療機関や相談窓口にご相談ください

相談窓口	詳細		
高齢者生活支援センター (市内4ヶ所)	P.6をご覧ください		
認知症の人を支える家族の会 あじさいの会 (☎32-7530)	毎月第3月曜日13時半~15時半に「つどい」(福祉センター内)		
兵庫県民総合相談センター (☎078-360-8477)	家族の会会員による相談	月・金	10~16時
	看護師等による相談	水・木	10~16時
ひょうご若年性認知症生活支援 相談センター (☎078-242-0601)	65歳未満で発症した場合を 「若年性認知症」といいます	月~金	9~12時
			13~16時

※年末年始・祝日を除きます

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

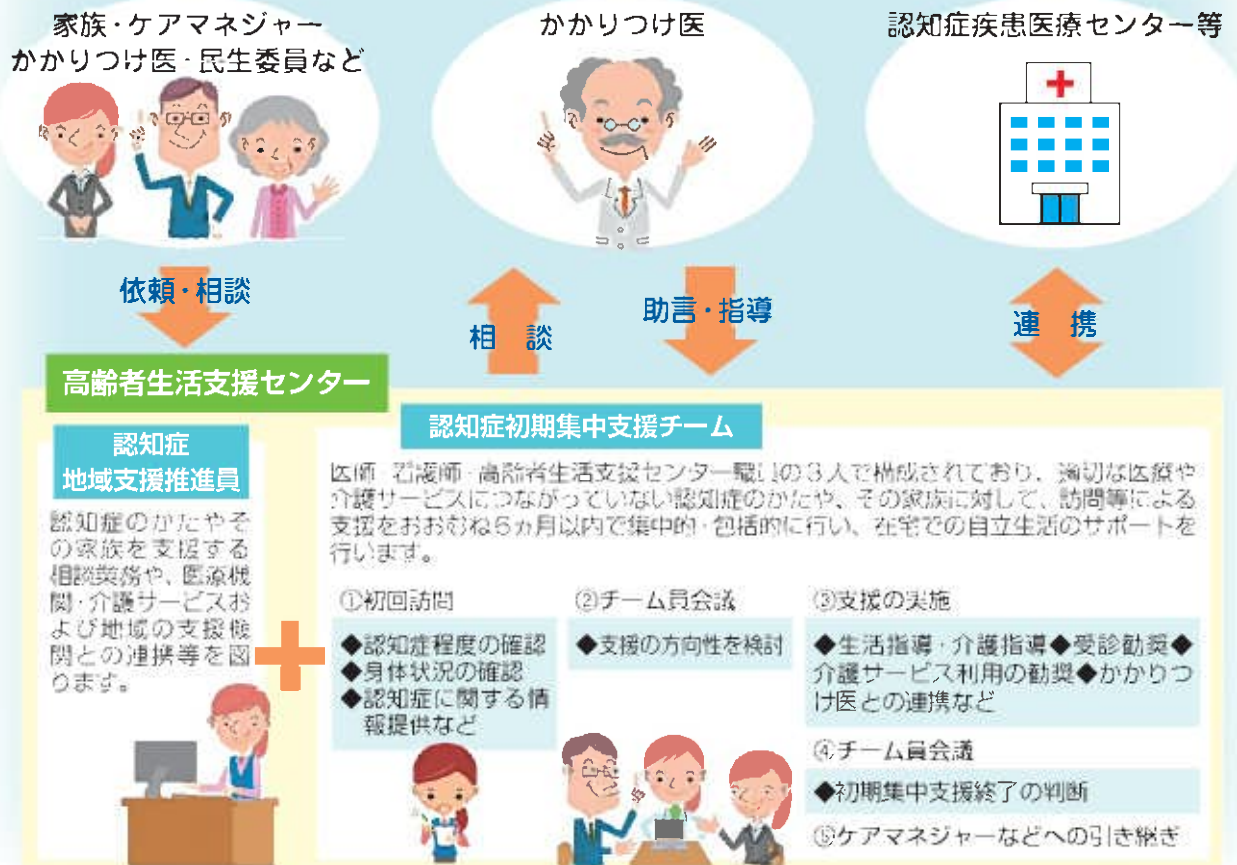
一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

認知症に関する相談・支援体制

～認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームの活動～



■問い合わせ：最寄りの高齢者生活支援センター（F.6）

認知症サポーター養成講座

■認知症サポーターとは？

認知症の人や家族を見まもる「応援者」のことです。

認知症サポーターは、何か特別なことをするのではなく、日常生活の中での見まもりや声かけなどを、ご自身のできる範囲で活動します。

■内 容

自治会、学校、商店街、企業、サークル、ボランティアなど5名以上の集まりにキャラバン・メイト（講師）が出向き、認知症の正しい理解、認知症の人の行動や心理、支援や対応する際の心配りなどの学習をします。約90分程度。

認知症サポーター養成講座を受講された方には、認知症サポーターである証として、「認知症の人を支援します」という目印である「オレンジリング」を進呈します。

■費 用 無料（会場費は、主催者側でご負担ください）

■申し込み&問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525

高齡者のための一般介護予防事業

すこやか高齡者訪問事業

■窓口／各地区の高齡者生活支援センター(P.6参照)

■内容…要介護状態・要支援状態にはない65歳以上の方で、閉じこもり、認知症やうつ等の可能性が高い等、心身の状況等により、介護予防教室に通うことが困難な方に対し、運動トレーナーや歯科衛生士、栄養士、保健師等が訪問し、必要とされる相談・指導を行います。

■訪問頻度・期間…1回1時間、月2回程度、3か月間

ひとり役活動推進事業

■窓口／芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525

■内容…高齡者施設等や高齡者の居宅におけるボランティア活動(ひとり役活動)を行う方をひとり役ワーカーとして登録し、活動実績に応じてポイントを付与します。たまったポイントを年度末に換金(年間上限5,000円・要件あり)することができる仕組みです。

【活動内容の例】

- 施設の花の手入れ
- 施設入居者や独居高齡者等の話し相手、囲碁・将棋の相手
- 施設での催事に関する手伝い
- 独居高齡者等のお宅の簡単なゴミ出しや庭の草木への水やり等



ひとり役ワーカー活動手帳

介護予防・通いの場づくり事業

■窓口／地域福祉課 ☎38-2040

■内容…65歳以上の高齡者等が交流や多様な活動を行うための継続的な通いの場(住民どうしが気軽に集まれる地域の居場所)の運営に係る費用を助成します。

■対象…芦屋市内で継続的な通いの場を提供できる団体又は個人

■助成要件…①1回の開催につき、参加者の半数以上が高齡者であり、3人以上の高齡者が参加すること
②月2回以上(年間20回以上)開催し、1回当たりの開催時間は1時間30分以上であること
※上記の他にも要件がありますので、地域福祉課までご相談ください。

■助成期間…事業を開始した年度及び翌年度の2回までです。

■助成額

開催回数	助成上限額
週1回以上(年間40回以上)の開催	年間50,000円
月2回以上(年間20回以上40回未満)の開催	年間25,000円

※別途、事業を開始した年度に限り、5,000円の加算があります。

トレーナー派遣事業

■窓口／介護予防センター ☎31-0628

■内容…地域において、自主的・継続的に体操等の介護予防に取り組むグループを支援するため、運動指導トレーナーを派遣します。

■対象…芦屋市内に在住する高齡者の自主活動グループで以下の条件に該当すること

①10人以上のグループ ②65歳以上の高齡者がグループの半数以上いること

■利用条件…①月1回以上、グループで集まり体操等を実施する取り組みを3か月以上継続されること

②地域にお住いの高齡者の方であれば、誰でも参加可能であること

③会場確保の他、椅子等の、体操に必要な道具を準備していただくこと

■派遣頻度…1回90分、月1~2回(各グループ12回まで)

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

さわやか教室（介護予防教室）

どなたでも参加できるさわやか教室 市内の65歳以上のかた向けの教室です。

教室番号	場所	内容	曜日	時間
①	前田集会所	体操教室	第1・3金曜日	14時～15時30分
②	老人福祉会館（大広間）		毎週水曜日	10時～11時30分
			毎週木曜日	10時～11時30分
③	春日集会所		第2・4金曜日	10時～12時
④	アクティブライフ芦屋		毎週木曜日	10時～11時30分
⑤	芦屋浜管理センター		第1・3金曜日	10時～11時30分
⑥	福祉センター（会議室1）		第2・4木曜日	14時～15時30分
			毎週木曜日	10時～11時30分
⑦	セントラルウェルネスクラブ 芦屋店		毎週木曜日	13時～14時30分
			毎週月曜日	14時～15時30分
⑧	福祉センター （介護予防センター）		毎週火曜日	13時30分～15時
		毎週月曜日	10時～11時30分	
⑨	福祉センター（会議室2）	口腔ケア・栄養指導	毎週月曜日	10時～11時30分
⑩	福祉センター（多目的ホール）	音楽リズム教室	第1・3水曜日	10時～11時15分
⑪	福祉センター（水浴訓練室）	水中ストレッチ	毎週火曜日	9時15分～10時45分
			毎週木曜日	9時15分～10時45分
			毎週金曜日	9時15分～10時45分

問い合わせ・申込先 （参加を希望される教室により問い合わせ先が異なります）

教室番号	問い合わせ・申込先	
①	西山手高齢者生活支援センター	☎25-7681
②	アクティブライフ山芦屋	☎25-7100
③	東山手高齢者生活支援センター	☎32-7552
④	アクティブライフ芦屋	☎34-6500
⑤	潮見高齢者生活支援センター	☎34-4165
⑥	精道高齢者生活支援センター	☎34-6711
⑦	セントラルウェルネスクラブ芦屋店	☎38-2525
⑧・⑨・⑩	介護予防センター	☎31-0628
⑪	福祉センター水浴訓練室	☎31-0609

介護予防センター(福祉センター2階)の事業 ☎31-0628

介護予防センターは、介護予防の拠点として、高齢者がいきいきとした生活を送っていただくことを目的とした施設です。(65歳以上で芦屋市に住民票のある方が利用できます。)

介護予防センターでは、運動トレーナーの指導によるグループエクササイズや、歯科衛生士、管理栄養士による口腔ケア・栄養に関する講座を開催しています。また、自由にご利用いただけるトレーニングマシンを設置していますので、皆様の健康づくりのためにご利用ください。

【グループエクササイズ日程表(例)】

※マシンは終日利用できます。(9:00～17:00)

曜日	午前			午後		
	9:15～	9:50～	11:00～	13:30～	14:30～	15:40～
月曜日	めざましストレッチ	コンディショニングサーキット	肩こりスッキリポールストレッチ	ヨガ(12:45～)		ヨガセラピー
火曜日	めざましストレッチ	ラダートレーニング	たいいくの時間			ラダートレーニング
水曜日	めざましストレッチ	ウェーブサルサ(10:00～)	ポールストレッチ	バランスエクササイズ(13:45～)	ピラティス	
木曜日	めざましストレッチ	ヨガ(10:00～)	コアコンディショニング(11:15～)	コンディショニングサーキット	ヨガ(14:40～)	
金曜日	めざましストレッチ	ズンバゴールド(10:00～)	肩こりスッキリポールストレッチ	ズンバゴールドチェアエクササイズ(13:45～)	ピラティス	

☆グループエクササイズの日程は、月や都合により変更になる場合がありますので介護予防センター ☎31-0628 へ問い合わせください。

【口腔ケア・栄養改善に関する講座】

内容	開催日	時間
口腔ケア	偶数月の第4水曜日	10時～11時15分
栄養改善	奇数月の第4水曜日	10時～11時15分

※月や都合により変更になる場合があります。

高齢者水浴開放事業

65歳以上の方を対象に体力増進のため福祉センターの水浴訓練室(プール)を開放しています。利用方法、利用可能日時については、下記までお問い合わせください。

☆利用登録および予約が必要となります。

問い合わせ先：福祉センター ☎31-0609

地域包括ケアシステム

相談窓口

サービスの利用の仕組み

利用できるサービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設サービス

苦情・相談について

■ 高齢者のためのサービス

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

生活支援のためのサービス

生活支援ショートステイ

- サービス内容…市立養護老人ホーム和風園で食事提供や入浴のサービスを行います。
必要に応じて、在宅生活を継続するための生活の指導・支援を行います。
- 対象…65歳以上で、以下に該当するかた
 - 1 おおむね自立しているが、家族不在時で1人の生活が心配なかた
 - 2 おおむね自立しているが、在宅生活継続のための指導・支援の必要なかた等
- 利用できる回数…原則1か月当たり7日以内
- 利用者負担…1日当たり2,100円
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

ひとり暮らし・高齢者世帯のかたのサービス

食の自立支援事業

①栄養指導

- サービス内容…健康で自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて配食サービスや保健センターの栄養士による栄養指導等の「食」に係わるサービスを提供します。
- 対象…おおむね65歳以上の高齢者で食生活に支障をきたし、援助を必要とするかた

②配食サービス

- 対象 象…
 - 1 単身世帯
 - 2 高齢者のみの世帯
 - 3 1、2に準ずる世帯上記1～3に該当するおおむね65歳以上の高齢者で、家族の介護を十分に受けることができないため、食の自立支援事業により、安否確認を兼ねた配食サービスが必要と認められたかた
- 利用できる回数…月曜日から土曜日（国民の祝日と振替休日、年末年始は休み）、1日1食、最高週6回まで
- 種類 類…低カロリー食・腎臓病食・糖尿病食
- 利用料金…1食600円
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

日常生活用具給付

品目	対象者（おおむね65歳以上で下記に該当するかた）
電磁調理器	心身の機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしのかた等
火災報知器	
自動消火器	
一点杖	下肢等の機能の低下に伴い歩行が困難なかたで、外出を支援する必要のあるかた
歩行車	
リハビリシューズ	歩行車については、介護保険利用者（申請中のかたを含む）は対象となりません
防水シート	失禁のあるかた

- 利用者負担…1割負担…前年の収入額合計が150万円以下の世帯
5割負担…前年の収入額合計が150万円を超える世帯
※ただし、世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人当たり50万円を加算します。
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

高齢者住宅等安心確保事業 窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- サービス内容…高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等の在宅支援を行います。
- 生活援助員…大東町シルバーハウジングに入居のかた（市営住宅56戸）
芦屋ハートフル福祉公社の生活援助員が支援します。
 - 対応時間：午前9時～午後5時
 - 電話：23-0549（打出集会所内）
 - その他：午後5時～翌朝9時までの間は、芦屋市シルバー人材センターの会員が緊急対応のみ実施します。
- 陽光町シルバーハウジングに入居のかた（市営住宅110戸・県営住宅120戸）
あしや喜楽苑の生活援助員が支援します。
 - 対応時間：午前9時～午後8時
 - 電話：38-2068（陽光町市営住宅集会所内コミュニティプラザ）
 - その他：午後8時～翌朝9時までの間は、あしや喜楽苑が緊急対応のみ実施します。
- 利用者負担…生計中心者の所得税額により月額0円から4,900円の負担があります。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

緊急通報システム

■システムの目的…高齢者が、家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、緊急通報装置のボタンを押すと受信センターに通報され、協力員を始めとした地域の協力体制により救助します。

■このような方が対象者です…市内に住所を有し、次の①・②いずれにも該当するかた

①世帯状況…ア)～ウ)のいずれかに該当するかた

ア) おおむね65歳以上でひとり暮らし又は、昼間(夜間)1人になるかた

イ) 高齢者世帯で一方が寝たきり等である場合

ウ) 身体障害者手帳(1,2級)をお持ちのひとり暮らしのかた(昼・夜間独居を含む)

②身体状況…ア)イ)のいずれかに該当するかた

ア) 心疾患、脳血管疾患、高血圧症等、慢性疾患があるかた

イ) 医師により日常生活を営む上で常時注意を要するかた

※ただし80歳以上のかたについては身体状況は問いません。

※認知症の病状があるかたは原則として対象外となります。

■ご利用にあたって…

協力員…協力員は3名必要で、できるだけ同じ町内で近くにお住まいのかたにお願いしてください。それぞれの協力員に自宅の鍵を預けてもらいます。

利用者負担…ペンダントの受信機は市がお貸ししますが、次の自己負担があります。

機器の取付工事費(本人又は生計中心者の所得金額により無料又は6,500円又は13,000円)

回線…一部、ご利用いただけない回線もあるので、ご相談ください。

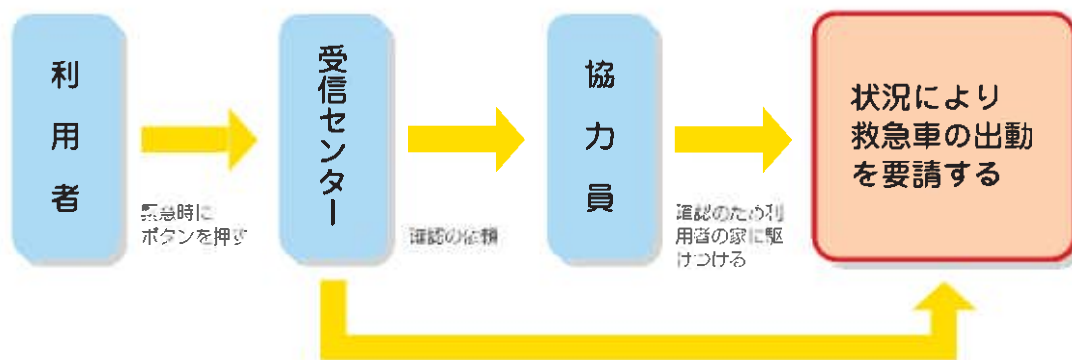
機器…緊急時に受信センターへつながるボタンの他に、24時間看護職に相談できる相談ボタンがあります。

安否確認…毎月1回希望する利用者に電話をし、健康状態の把握を行います。

■電話機の貸与…電話機をお持ちでないかたで、前年分の所得税が非課税世帯である場合は、市から緊急通報システム用の電話機を無償で貸し出します。

ただし、基本料金及び通話料は全額自己負担となります。

■システムのしくみ…



■問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター (P.6) もしくはケアマネジャー

寝たきり・認知症の方のサービス

理美容サービス

- サービス内容 市内の理容師が自宅で散髪等を行います。
- 対象 60歳以上の（6か月以上）寝たきりの在宅高齢者
- 利用負担 1回500円（ただし、市民税が非課税のかたは無料）
- 問い合わせ先 最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー



寝たきり

寝具洗濯・乾燥・消毒サービス

- サービス内容 寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。
- 対象 60歳以上の（6か月以上）寝たきりの在宅高齢者
- 利用できる回数 1年4回
- 利用者負担 1回につき総費用額の1割負担（上限756円）
（ただし、市民税が非課税のかたは無料）
- 問い合わせ先 最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー



寝たきり

要援護高齢者外出支援サービス事業

認知症

寝たきり

- サービス内容 通常の交通機関を利用することが困難な在宅のかたに、通院などで福祉タクシーなどを利用する際の利用代金の一部を助成します。
- 対象 60歳以上の寝たきり又は認知症の在宅高齢者
- 助成額 1枚につき500円（年間52枚の利用券交付、更新時期以外の申請は1月につき4枚の交付）
- 問い合わせ先 最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

成年後見制度利用支援事業 窓口 高齢介護課 ☎38-2044

認知症

- サービス内容 成年後見制度（精神上の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者を保護する制度）の申立てができないかたに対して、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。
- 対象 配偶者若しくは4親等以内の親族がいない場合で、判断能力が不十分な認知症高齢者 ※費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難なかたは、申立てに要する費用、成年後見制度の業務に対する報酬等に対する支援があります。

福祉サービス利用援助事業 窓口 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7530

認知症

- 在宅の高齢者が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などをお手伝いします。
- サービス内容 福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、公共料金等の支払い、金融機関での入出金や振込の確認、日常生活に必要な通帳・印鑑の預かり、苦情解決制度利用のお手伝い。
 - 対象 在宅生活されているかたで、判断能力に不安のある高齢者
 - 利用負担 1時間500円＋交通費にかかる実費

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症

- サービス内容…認知症の高齢者が徘徊された場合に、早期に発見できる位置情報提供システム機器を貸与します。
- 申請者…おおむね65歳以上で徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している芦屋市内に居住する介護者
- 利用者負担…①月額基本料金540円(税込)の1割と検索料金1回216円(税込)の1割
②現場急行サービス利用の場合は、1回につき1時間あたり、10,800円(税込)
③バッテリー交換代金 1個につき2,268円(税込)
- 申請者にして…①端末機を対象高齢者の身につけていただくこと
②バッテリーを充電していただくこと(1週間に1回程度)
③対象高齢者の居場所の検索を依頼し、位置が特定された後、保護に向かっていただくこと
- システムのしくみ…①徘徊のあったときはすぐにセンターまで通報
↓
②センターでGPSシステムにより対象高齢者の居場所を調べます。
ただし、対象高齢者が電波を受信しにくいところにいるときは、位置確認に時間がかかるが、探索できない場合もあります。
↓
③オペレータによる応答のほか、パソコン、携帯電話から専用ホームページにアクセスし、対象高齢者の位置情報の確認ができます。またご家族からの要請により、緊急対応員による現場急行も可能(有料)です。
※全国探索が可能です。
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター(P.6)もしくはケアマネジャー



認知症高齢者見守り支援事業

認知症

- サービス内容…家族等が介護疲れで休息が必要な時、冠婚葬祭等で見守りができない時に対象者の居宅を訪問し、ヘルパーの資格を持つ者が話し相手や見守りを行う。ただし、①身体介護に関すること ②家事援助に関すること ③その他趣旨に反すること については除く。
- 対象…おおむね65歳以上で要介護または要支援の認定を受けている見守り等を必要とする認知症高齢者
- サービスの開催回数…利用時間は1回1時間単位・4時間までとし、週2回まで利用できます。
- 利用者負担…1時間250円
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター(P.6)もしくはケアマネジャー

家族介護のためのサービス他

家族介護用品支給事業

- サービス内容…在宅で介護している家族に、紙おむつなどの介護用品を支給します。
- 対象…在宅で要介護4・5に相当する高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族介護者
- 品目…フラット型紙おむつ、マジックテープ型紙おむつ、パンツ型紙おむつ、尿取りパット、ふきとりぬれタオル、介護用手袋の中から選べます。
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

家族介護慰労事業

- サービス内容…介護保険の要介護4・5に相当する在宅高齢者が、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合の家族介護者に慰労金を支給します。
- 助成額…12万円（年額）
- 問い合わせ先…最寄りの高齢者生活支援センター（P.6）もしくはケアマネジャー

老人居室整備資金貸付制度 窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…60歳以上のかたと同居を予定する世帯で、高齢者の居室を整備するために居住する住宅を新築又は増改築しようとするかた（工事着工前の申込みが必要です）
- 貸付限度額…高齢者1人の場合 200万円 高齢者夫婦の場合 300万円
- 貸付金利…財政融資資金法に基づく財政融資資金の貸出利率から年0.1%を控除した利率

さわやか収集 窓口 収集事業課 ☎22-2155

- サービス内容…自ら家庭ごみステーションに家庭ごみを排出することが困難であり、親族等による協力を得ることができない高齢者または障がいのある人に対し、玄関先等で家庭ごみを収集します。
- 対象者…①家庭ごみ…以下のいずれかの条件にあてはまるかたで、かつ単身世帯であるかた
ア) おおむね65歳以上で要介護2以上の認定を受け、かつ訪問介護を利用しているかた
イ) 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有するかた
ウ) 難病患者で、居宅介護を利用しているかた
※粗大ごみについては条件が異なりますので、粗大ごみ予約センター（☎22-2166）に収集の予約をしていただき、その際「さわやか収集希望」の旨をお伝えいただくと、対象者の条件等についてご説明します。

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

住宅環境の整備のためのサービス

住宅改造費助成事業(一般型)

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- サービス内容…既存住宅を高齢者に配慮したバリアフリー住宅に改造する場合、改造工事に要する費用の一部を助成します。
- 対象…①60歳以上のかたがいる世帯（次に掲げる世帯を除く）
 - ・生計中心者が給与収入のみの者で前年度分の給与収入金額が、800万円を超える世帯
 - ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円を超える世帯
 ②高齢者世帯を受け入れることとして登録されたあんしん賃貸住宅の所有者
- 助成額…助成対象額の1/3で、最高100万円までが助成対象額です。ただし、次のように改造箇所毎の助成対象限度額が定められています。
- 助成要件…改造箇所のうち2箇所以上の手すりの取付けまたは全箇所の屋内の段差解消を必ず行ってください。耐震診断（簡易耐震診断）が必要な場合は、簡易耐震診断を受けてください。
- 耐震診断要件…下記すべてに該当する戸建て住宅については、簡易耐震診断が必要となります。
 - ①昭和56年5月以前に建築された住宅
 - ②次に掲げる工法に該当しない住宅
 - (ア) 枠組壁工法 (イ) 丸太組工法
 - (ウ) 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法38条の規定に基づく認定工法
 - ③平成12年度から14年度に実施した「我が家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
 - ④過去に耐震診断を受けていない住宅
 - ⑤延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

助成対象工事及び改造箇所毎の助成対象限度額

改造箇所	助成対象工事	箇所毎の限度額
浴室 洗面所	浴室出入口の段差解消、中折り戸・引き戸への取り替え、手すりの取付け、浴槽の取り替え など	40万円
便所	引き戸への取り替え、手すりの取付け、レバーハンドル錠等への取り替え、和便器の洋便器への取り替え、 など	30万円
玄関	手すりの取付け、濡れても滑らない材料への取り替え など	20万円
廊下 階段	階段部への滑り止めの取付け、手すりの取付け、段差解消のための廊下の床の張り替え など	10万円
居室	出入口の段差解消、開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造、畳からフローリングへの床の張り替え など	10万円
台所	流し台の改造、レバー式水栓等への取り替え、レバーハンドル錠等への取り替え など	10万円

※助成対象工事は一部の例です。詳しくはお問い合わせください。

- 注意…新築・増築・改築及び既に取りかかっている工事は対象となりません。施設入所の申込みをされているかたは、助成の対象外となる場合があります。

住宅改造費助成事業(特別型)

介護保険認定者

- サービス内容…身体機能が低下して、日常生活に支障が出てきたため住宅改造が必要となったかたに、既存住宅を改造する費用の一部を助成します。
- 対象…介護保険の要介護または要支援認定を受けたかたがいる世帯
- 助成額…20万円(介護保険の住宅改修限度額)を超える額が助成対象額となります。介護保険住宅改修限度額20万円と併せて最高100万円まで助成限度額です。ただし、次のように改造箇所毎の助成対象限度額と世帯階層区分によって助成率が定められています。

担当のケアマネジャー
又は高齢者生活
支援センターへ
ご相談ください

①箇所毎の助成対象限度額(介護保険の住宅改修費20万円を含みます)

改造箇所	浴室 洗面所	便所	玄関	廊下 階段	居室	台所
限度額	45万円	24万円	18万円	16万円	19万円	16万円

②助成率

階層	世帯階層区分	助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3/3
B	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9/10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯(住宅借入金等特別控除は控除対象となりません)。ただし、次に掲げる世帯を除く。 ・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、800万円を超える世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円を超える世帯	1/2
F	生計中心者の前年所得税額が7万円を超える世帯(住宅借入金等特別控除は控除対象となりません)。ただし、次に掲げる世帯を除く。 ・生計中心者が給与収入のみの者で前年度分の給与収入金額が、800万円を超える世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円を超える世帯	1/3

※上記にあてはまらない世帯は、制度の対象外となります。

申請書が1月～6月までの間に提出された場合、「前年分所得税」とあるのは「前々年分所得税」とし、申請書が4月～6月までの間に提出された場合は「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分市町村民税」とします。

※耐震診断(簡易耐震診断)が必要になる場合があります。要件は、住宅改造一般型と同様です。

- 注意…新築・増築・改築及び既に取りかかっている工事は対象となりません。
 - ・最初の介護保険の住宅改修制度と併用するのが決まりです。(1回限り)
 - ・2回目以降の介護保険住宅改修制度を行う時には、利用できませんのでご注意ください。
 - ・施設入所の申し込みをされているかたは、助成の対象外となる場合があります。

地域包括
ケアシステム

高齢者の生きがいサービス他

相談窓口

高齢者バス運賃助成事業

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象 70歳以上のかた
- 助成内容 市内を通行する阪急バス路線において、乗車運賃の半額(220円であれば110円)で乗車できる「高齢者バス運賃割引証(ICカード)」を発行します。ICカードに事前にチャージ(入金)し、バス乗車時および降車時に読み取り機にあててください。
- 利用範囲 阪急バスが芦屋市内において発着する逆転系統の全区間
- 有効期限 平成31年3月31日まで
- 発行方法 70歳を迎えたかた、または転入されたかたは、70歳以上のお誕生日以降に本人を証する健康保険証等及び印鑑を持って高齢介護課窓口へお越しください。

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

高齢者証明書の発行

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象 65歳以上のかた(兵庫県立の施設は、平成29年4月より70歳以上のかたが対象)
- 申請 タテ2.5cm×ヨコ2.0cmの写真1枚・健康保険証等・印鑑を持参の上、ご本人がお越しください。
- 利用場所 県下・市内の指定公共施設、公共的施設、興行施設を割引料金で利用できます。

利用者負担

保険料

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費用助成事業

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象 その年の12月31日現在で70歳以上のかた
- 利用期間 9月1日～12月31日
- 助成内容 1回1,000円の施術利用券2枚交付
- 交付申請期間 8月1日～12月28日



介護予防

一般施策

生きがい行事

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 敬老会平成29年9月16日(土)にルナ・ホールで行います。
- 100歳高齢者福祉事業9月に行います。
- 高齢者スポーツ大会平成29年10月21日(土)に川西グラウンドで行います。
(芦屋市老人クラブ連合会主催・芦屋市共催)
- 高齢者のつどい(演芸フェスティバル)平成30年1月13日(土)にルナ・ホールで行います。

施設
サービス

苦情・相談
について

高齢者生きがい活動支援通所事業

(生きがい対応型デイサービス)

■サービス内容…60歳以上の家に閉じこもりがちな自立高齢者に対して、健康体操や手芸、絵画等の趣味活動のサービスを提供します。(入浴・食事及び送迎はありません)

■利用者負担…材料費等の実費

■施設利用

平成29年6月現在

No.	場 所	日・曜日	時間	内 容
1	老人福祉会館	①毎週木曜日	午後	手作り作品 他
		②第2、4月曜日	午後	囲碁教室
2	陽光町市営集会所	月1回	午後	音楽でリラクゼーション、おうす、体操 他
3	潮見ゆうゆう倶楽部	第3火曜日	午後	体操、朗読、寄せ植え 他
4	打出集会所	奇数月の第2水曜日	午後	詩吟、フラダンス、男声コーラス 他
5	春日集会所	第1月曜日	午後	歌おう会
		奇数月の第4金曜日	午前	絵手紙、みんなで歌おう、ハワイアン 他
6	保健福祉センター	第2火曜日	午後	体操、カラオケ 他
7	保健福祉センター 高齢者交流室	第2・第3・第4金曜日	午前	マクラメ、ナンプレ 他
8	三条集会所	第4土曜日	午前	歌う会
		月4回 月・金曜日	午後	体操
9	高浜町第3集会所	第3金曜日	午後	手芸、音楽療法、折紙 他
10	若宮集会所	不定期	午後	タップダンス、クリスマスリース作り 他
11	西蔵集会所	不定期	午後	カラオケ 他
12	上宮川文化センター	不定期	午後	健康の話、脳トレクイズ 他
13	大原集会所	第3木曜日	午前	歌で楽しむ(コーラス)
14	朝日ヶ丘集会所	第1木曜日	午後	寄せ植え、ステンシル、ちぎり絵 他
15	竹園集会所	第2火曜日	午後	カラオケ
16	茶屋集会所	①第1～第4金曜日	午後	体操
		②毎週木曜日	午後	体操
17	はまゆう	第1月曜・第3水曜日	午前	歌、お話の会 他

※利用施設が定員のときは、利用できない場合があります。

※8月と1月はお休み等、毎月定例開催でない場合があります。

※開催当日、朝7時の時点で警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮)が発令されていた場合は中止になります。

■問い合わせ

- 1-①…芦屋市シルバー人材センター ☎32-1414
 1-②…芦屋囲碁愛好会 ☎32-0445
 2~16-①…芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7530
 16-②…芦屋市鍼灸師会 ☎23-4359
 17…はまゆう ☎22-3888

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

敬老祝金支給事業

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 内 容…敬老の日を記念し、お祝いとして「敬老祝金」を9月に支給いたします。
- 対 象…平成29年度は、次のかたが対象となります。

芦屋市敬老祝金		
年 齢	88歳	100歳
生年月日	昭和39年9月3日～昭和40年9月2日	大正5年9月3日～大正6年9月2日
市内在住期間	平成29年1月1日～9月1日まで継続して在住	
金 額	20,000円	30,000円

(平成29年9月1日現在の年齢です)

老人クラブの活動

窓口 芦屋市老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558

- 内 容…老人クラブは、高齢者の仲間づくりや生きがいと健康づくりを目指して活動しています。
- 申し込み…おおむね60歳以上のかたで入会を希望されるかたは、最寄りの老人クラブに直接申し込んでください。

あしやYO倶楽部 ☎34-0876

生き甲斐と健康づくり、地域社会への貢献を理念として平成5年に創設、組織されました。

YOとはYoung Oldの頭文字をとったもので、囲碁、演劇、コーラス等12のグループがあり、いずれかのグループに属して定期的に活動しています。

また、ボランティア活動も、各グループの特色を生かして活発に実施しており、各種イベントを随時開催して、地域社会の人々との交流を深めています。

ゆうゆう倶楽部の利用

- 対 象…市内在住のおおむね60歳以上の高齢者が中心のグループ
- 申 込 方 法…申込み先にある申請書に記入してください。

①潮見ゆうゆう倶楽部（潮見小学校体育館2階）

利用定員：約20名

申 込 先 高齢介護課 ☎38-2044

②朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部（朝日ヶ丘小学校3階）

利用定員：約40名

申 込 先 シルバー人材センター ☎31-9862

受付日時：月曜日の午前10時から正午まで

- 利用できる日…毎日（ただし、12月29日から翌年1月3日を除く）

- 利 用 時 間…午前の部(9時～12時)・午後の部(12時～17時)・終日(9時～17時)

シルバー人材センターの活動

窓口 芦屋市シルバー人材センター ☎32-1414

- おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が、会員として入会して、その技能・知識・経験を生かしてお仕事をいたします。
- 地域の発展に寄与することを目的として運営される公益社団法人です。（趣旨に賛同される方の入会を募集しています。）
- サービス内容…家事援助、外出同行、庭の除草及び植木の手入れ、散水、お墓の掃除、大工、塗装・左官工事、障子・網戸の張替え等（その他どんなことでも、お問い合わせください）

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

その他のサービス

在宅寝たきり予防訪問指導

窓口 保健センター ☎31-1586

- サービス内容…保健師が訪問して、疾病の予防方法や介護予防の方法を指導し、医療・福祉等のサービス機関との調整を図りながら健康管理を支援します。
- 対象…40 歳以上のかたで、健康診査の要指導者、介護予防の観点から支援が必要なかた及び介護に携わる家族

在宅寝たきり者歯科訪問治療

窓口 歯科医師会 ☎23-6471

- サービス内容…歯科訪問指導の希望者を対象に、歯科医師等が訪問して、緊急処置や義歯の調整などを行います。
- 対象…60 歳以上の寝たきりのかた

紙おむつ給付サービス

窓口 芦屋ハートフル福祉公社 ☎38-3122

- 利用できる方…おおむね 65 歳以上の高齢者等で、身体又は精神上の理由により失禁状態にあるかた
- サービス内容…「紙おむつ」を月初めに自宅まで配送します。
- 利用料金…シートタイプ約 30 枚（月）まで無料（種類によって枚数はかわります）

高齢者の訪問

窓口 福祉部地域福祉課 ☎38-2113・芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7530

- 市内在住の高齢者で、日常何らかの支援が必要なかたや災害時に何らかの支援が必要なかたのお宅へ民生委員が伺い、ご本人の状態を把握する事業や各種相談を行います。（地域福祉課）
- 福祉推進委員が相談を必要とする高齢者の訪問を行い、話し相手や各種相談を行います。（芦屋市社会福祉協議会）

■ 老人ホームの案内

地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

軽費老人ホーム(ケアハウス) 申し込みは直接施設へ

- 対象…60歳以上で、「ひとり暮らしや高齢者のみの生活に不安がある」「身体機能が低下して自炊ができない」等の不安はあるが、身の回りのことは自立しているかた
- 費用…生活費と管理費 6万円から15万円程度
入居一時金 500万円から1,200万円程度
- 市内のケアハウス
 - エールあしや 潮見町31-1(あしや喜楽苑内) ☎34-9287 [定員30人]
 - エルライフ芦屋 浜町12-3(エルホーム芦屋内) ☎35-8341 [定員40人]

有料老人ホーム 申し込みは直接施設へ

- 対象…おおむね60歳以上のかた
- 類型
 - ①介護付有料老人ホーム(介護や食事のサービスが付いた施設)
 - ②住宅型有料老人ホーム(外部の介護保険サービス等を利用する施設)
 - ③健康型有料老人ホーム(介護が必要となった場合、退去する施設)
- 入居時の費用
 - ①賃貸方式…一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式
 - ②終身利用賃貸方式…終身建物賃貸事業の認可を受けたもの
 - ③終身利用方式…一時金方式による終身利用権
- 市内の有料老人ホーム
 - 芦屋アラベラの家(介護付) 朝日ヶ丘町9-1 ☎23-1200 [定員11人]
 - ロングライフ芦屋(介護付) 業平町2-18 ☎25-7177 [定員70人]
 - くらら芦屋(介護付) 川西町7-15 ☎21-4165 [定員54人]
 - Les 芦屋(介護付) 川西町14-1 ☎34-1000 [定員39人]
 - ザ・レジデンス芦屋スイートケア 海洋町12-3 ☎25-1722 [定員91人]

市立養護老人ホーム

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…おおむね65歳以上のかたで、環境上および経済的理由により居宅において養護が受けられないかた
- 本人及び扶養義務者の収入に応じて費用の一部を負担していただきます。
- 養護老人ホーム
 - 和風園 朝日ヶ丘町39-20 ☎23-0485 [定員30人]

■ 介護保険施設

入所者は、介護認定で要介護1～要介護5のかたが対象となります。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 申し込みは直接施設へ

■対象 原則、要介護3～5のかたが対象になります。食事や排泄など常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行います。

■市内の介護老人福祉施設(特養)

あしや聖徳園	六麓荘町 3-57	☎32-7667	[定員 50 人]
エルホーム芦屋	浜町 12-3	☎35-8341	[定員 80 人]
愛しや	浜風町 31-3	☎23-7300	[定員 80 人]
あしや喜楽苑	潮見町 31-1	☎34-9287	[定員 80 人]

介護老人保健施設 申し込みは直接施設へ

■対象 病状が安定し、自宅へ戻れるように重点を置いたケアが必要なかたが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行います。

■市内の介護老人保健施設(老健)

エルステイ芦屋	浜町 12-3	☎35-1551	[定員 35 人]
愛しや	浜風町 31-3	☎23-7300	[定員 80 人]
さくらの園	陽光町 3-21	☎22-4040	[定員 50 人]
マイライフ芦屋	陽光町 8-30	☎38-8840	[定員 110 人]

ご存知ですか? 介護保険施設等で介護相談員が活躍しています!

施設サービス利用者等の権利擁護、介護サービスの充実を図ることを目的に、平成24年度から市内の施設に介護相談員を派遣しています。

■介護相談員とは?

施設を訪問して、施設サービス利用者の不安や疑問等を聞きます。事業所や行政へつなぐなど、問題の改善・解決に向けて手助けをします。

■介護相談員になるには?

芦屋市権利擁護支援センターが行う権利擁護支援者養成研修を修了し、介護相談員として登録します。特別な資格は必要ありません。

■介護相談員受け入れ事業所の声

【悩み等を話すことで利用者が安心し、笑顔も多くなった。】

【利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになる。】

【緊張感からよりよいケアを意識できるようになった。】

■介護相談員受け入れ事業所

- ・アクティブライフ芦屋
- ・アクティブライフ山芦屋
- ・愛しや
- ・あしや喜楽苑
- ・芦屋ブーケの里
- ・マイホーム芦屋
- ・陽光苑
- ・芦屋アラベラの家
- ・芦屋ケアセンターそよ風
- ・エルホーム芦屋
- ・マイライフ芦屋
- ・Les芦屋

■問い合わせ先

【介護相談員について】

芦屋市権利擁護支援センター

☎31-0882

【受け入れ事業所について】

福祉部地域福祉課 ☎38-2040



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービスの
仕組み
利用

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

■ 地域密着型サービス

地域包括
ケアシステム

原則として、芦屋市の被保険者のみが利用することができます。
以下のサービスの他に地域密着型のサービスとして、定員18人以下の地域密着型通所介護がありますが、
申込みを希望される場合は担当ケアマネジャーにご相談下さい。

相談窓口

地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養) 申し込みは直接施設へ

■対象 食事・排泄など常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。
食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行います。

■市内の地域密着型介護老人福祉施設

芦屋アラベラの家	朝日ヶ丘町 9-1	☎23-1200	[定員 29 人]
Les 芦屋	川西町 14-1	☎34-1000	[定員 29 人]
陽光苑	陽光町 3-75	☎31-7161	[定員 29 人]

サービス利用
の仕組み

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 申し込みは直接施設へ

■対象 要支援2以上のかたで、医師から認知症と診断されているかた

■市内のグループホーム

アクティブライフ山芦屋	山芦屋町 9-18	☎25-7100	[定員 18 人]
アクティブライフ芦屋	岩園町 11-15	☎34-6500	[定員 27 人]
こころあい芦屋	岩園町 29-14	☎26-7285	[定員 18 人]
Les 芦屋	川西町 14-1	☎34-1000	[定員 18 人]
芦屋ブーケの里	打出町 6-4	☎35-6855	[定員 18 人]
芦屋ケアセンターそよ風	松浜町 13-18	☎25-1732	[定員 27 人]
陽光苑	陽光町 3-75	☎31-7161	[定員 18 人]
シニアライフコート潮芦屋	陽光町 4-55	☎25-2231	[定員 18 人]
マイホーム芦屋	陽光町 8-30	☎38-8840	[定員 18 人]

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

小規模多機能型居宅介護 申し込みは直接事業所へ

■対象 要支援1以上のかた

■市内の小規模多機能型介護施設

芦屋アラベラの家	朝日ヶ丘町 9-1	☎23-1200
きらくえん倶楽部大槻町	大槻町 1-8	☎35-3652
芦屋ブーケの里	打出町 6-4	☎35-6855
シニアライフコート潮芦屋	陽光町 4-55	☎25-2231

介護予防

一般施策

地域密着型特定施設入居者生活介護 申し込みは直接施設へ

■対象 要介護1以上のかた

■市内の地域密着型特定施設

芦屋アラベラの家	朝日ヶ丘町 9-1	☎23-1200	[定員 29 人]
芦屋ブーケの里	打出町 6-4	☎35-6855	[定員 20 人]
シニアライフコート潮芦屋	陽光町 4-55	☎25-2231	[定員 20 人]

施設
サービス

苦情・相談
について

認知症対応型通所介護 申し込みは担当ケアマネジャーへ

■対象 要支援1以上のかたで、医師から認知症と診断されたかた

■市内の認知症対応型通所介護事業所

アクティブライフ山芦屋	山芦屋町 9-18	☎25-7100
アクティブライフ芦屋	岩園町 11-15	☎34-6500
エルホーム芦屋	浜町 12-3	☎35-8341
ハーブあしや	潮見町 31-1	☎34-9287

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 申し込みは担当ケアマネジャーへ

■対象 要介護1以上のかた

■市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

ロジケアあしや	大原町 4-10	☎80-7114
---------	----------	----------



地域包括
ケアシステム

相談窓口

サービス利用
の仕組み

利用できる
サービス

利用者負担

保険料

介護予防

一般施策

施設
サービス

苦情・相談
について

権利擁護支援センター

高齢のかたなどの権利擁護に関する相談や支援を一元的、専門的に対応します。

【電話・来所相談】

専門相談員（社会福祉士等）がお話をお伺いします（平日午前9時～午後5時30分）。

【権利擁護専門相談】

- 日 時 毎週火曜日・午後1時30分～3時30分
- 内 容 法律職と福祉職による権利侵害・成年後見制度などに関する相談
- 申し込み・問い合わせ 相談日の前日までに、下記へ
- 権利擁護支援センター

保健福祉センター内 呉川町14-9 ☎31-0682

苦情相談について

こまった時の苦情相談は

介護保険サービスや高齢者サービスについての苦情や相談などは、次の窓口で受けつけています。

たとえばこんなとき…	相 談 窓 口
利用しているサービス（在宅・施設）や担当者 者に不満がある場合	サービス提供事業者（在宅・施設）
サービス提供事業者に不満が言いにくい場合	担当のケアマネジャー
ケアプランの内容に疑問・不満がある場合	担当のケアマネジャー
ケアマネジャーに不満がある場合	担当のケアマネジャーが所属する居宅介護 支援事業者
サービス提供事業者やケアマネジャーに不 満が言いにくい場合	高齢介護課（☎38-2024）
介護保険のサービス利用に関する苦情で市 で解決が困難な場合	兵庫県国民健康保険団体連合会 （☎078-332-5617）
要介護認定の結果について不満がある場合	高齢介護課（☎38-2024） 兵庫県介護保険審査会（☎078-341-7711）
相談・苦情全般	高齢介護課 高齢者生活支援センター



連絡先

高齢介護課（高齢者福祉に関すること）	☎0797-38-2044
高齢介護課（介護保険に関すること）	☎0797-38-2024
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	☎078-332-5617
兵庫県介護保険審査会事務局 兵庫県介護保険相談・審査室	☎078-341-7711
高齢者生活支援センター	P6 参照

あしやの高齢者福祉と介護保険

平成 29 年 7 月 1 日発行

編集・発行 芦屋市福祉部高齢介護課
〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号
TEL [高齢者福祉に関すること] (0797) 38-2044
[介護保険に関すること] (0797) 38-2024